一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鹿児島県志布志市松山町尾野見字古渡一一二六の四、字桐木一六七八、一七三一の一二、一七三一の三三、字野久尾一八三九の一〇、一八三九の一三、一八四〇の一、松山町新橋字中村五四二の一、五四二の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第五十四条第二項において準用する第五十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月九日付けで次のように同法第四十七条第一項の登録の更新を行ったので、同法第八十八条第一項第三号の規定に基づき告示する。

平成二十五年二月十二日　経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	国内登録検査機関
一　液化石油ガス用ガス栓	一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会 東京都港区新橋一丁目十八番六号

（参考）
一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。
(1)　本部（東京都港区新橋一丁目十八番六号　共栄火災ビル）
(2)　中央検査所（神奈川県綾瀬市深谷中八丁目五番七号）
(3)　大阪支所（大阪府大阪市中央区本町四丁目五番三号　大和本町ビル）
(4)　名古屋支所（愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目八番十三号　彫清ビル南館）
(5)　山梨支所（山梨県韮崎市富士見一丁目七番三号　清水ビル）

○経済産業省告示第十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月十二日　経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
北海道電気工事工業組合	北海道札幌市中央区大通東三丁目二番地	平成二十五年二月十二日
長崎県電気工事工業組合	長崎県長崎市宝栄町二十三番二十三号	平成二十五年二月十二日

○農林水産省
○国土交通省告示第一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条第二項の規定による海岸保全施設の管理の所掌の方法についての協議が成立したので、同条第三項の規定により、その内容を次のとおり公示する。

平成二十五年二月十二日
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　海岸保全施設の位置及び種類
　北海道十勝釧路沿岸白糠漁港海岸（白糠郡白糠町字泊1番地の76地先から同町字泊1番地の33地先まで）に係る海岸保全区域内の護岸
二　管理を所掌する主務大臣
　国土交通大臣
三　管理を所掌する期間
　告示の日から一に掲げる海岸保全施設に関する海岸保全施設整備事業及び当該事業が完了する日までに発生した災害の災害復旧事業が完了する日まで
四　所掌する管理の内容
　海岸保全施設整備事業及び災害復旧事業として施行する工事その他これらの工事の施行上必要な管理

○経済産業省告示第十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月十二日　経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
関電サービス株式会社	大阪府大阪市北区西天満五丁目十四番十号	平成二十五年二月十二日

○経済産業省告示第十七号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条の三に規定する自家用電気工作物の保安に関する講習を行う者を指定したので、電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第九条の二十三の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年二月十二日　経済産業大臣　茂木　敏充

指定年月日及び指定番号　平成二十五年二月十二日　経済産業大臣指定第五号
指定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名　株式会社全国試験運営センター　東京都豊島区南池袋二丁目四十九番七号　代表取締役　矢島　敏男
定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地　株式会社全国試験運営センター　東京都豊島区南池袋二丁目四十九番七号

○国土交通省告示第百二十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十二日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北横断自動車道酒田線	山形市大字関沢字相ノ沢二二一番九から同市大字関沢字岩ノ沢二三七番二まで	平成二十五年二月十三日〇時

○国土交通省告示第百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

平成二十五年二月十二日　経済産業大臣　茂木　敏充